

新制度における沿道飲食店等の路上利用に係る確認事項

合意形成	沿道居住者等の合意形成を図っていること。
路上利用の日時	例えば、通勤・通学に使用される道路では、通勤・通学ラッシュ時間帯を避けるなど、交通頻繁な時間帯に実施していないこと。
路上利用の場所	利便増進誘導区域内に設けられるものであること。
安全対策の内容	利用客が滞留するおそれがある場合は、整理誘導等の必要な措置を講じていること。
路上利用の方法	テラス営業を目的とした申請の場合、利用客が許可された範囲を超えて利用しないよう、テーブル、イス等を配置していること。
	道路標識、信号機等の見通しを妨げるような場所に設置し、又はその見通しを妨げるような方法で設置していないこと。
	音響装置を設置する場合は、緊急自動車のサイレン音、視覚障がい者用信号音、その他交通の安全と円滑を図るために鳴らされる音の聴取を妨げない音量であること。
	営業上必要な仮施設の設置時間は、店舗の営業時間内とし、その他の時間帯については、交通の妨害とならないような方法で整理を行っていること
迂回路の設定	車両等の通行止め規制の実施が見込まれる場合や多数の人手が見込まれる場合は、予想される交通量を処理できる迂回路を確保していること。

注：本確認事項は、新制度における沿道飲食店等の路上利用に係る道路使用許可の申請に当たり、申請者が確認する事項を示したものであるが、通常これらの事項は事前相談において確認しているところ、申請者自らが沿道飲食店等の路上利用に当たってこれらの事項を確認している場合、申請者は管轄警察署への事前相談を経ることなく、道路使用許可の申請を行うことが可能であることを示すものである。

他方、これらの確認事項を満たさない場合であっても、道路使用許可をすることは可能であるため、管轄警察署に相談するよう促すこと。

また、これらの確認事項を満たす場合であっても、交通への支障等の観点から、申請内容の補正等を求める場合があることも説明すること。